

# 『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2018年5月作成

## 計画期間

\*2018年度～2022年度（5か年計画）

## 計画の全体目標

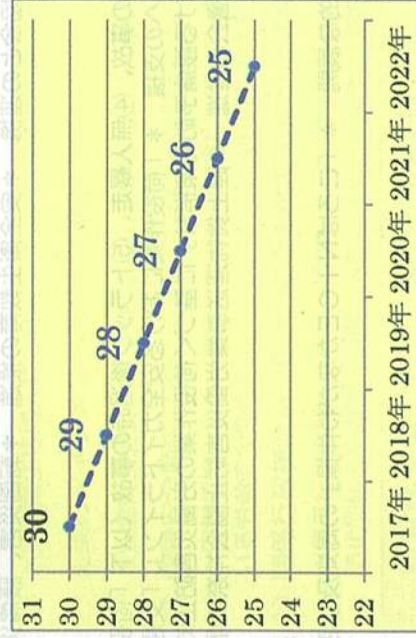
- \*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を**15%以上減少**（2017年比）
- \*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を**5%以上減少**（同上）  
【2017年（比較基準年）：死亡者数**30人**、死傷者数**6551人**】  
【2022年（最終目標）：死亡者数**25人以下**、死傷者数**6223人以下**】

## 7つの重点事項

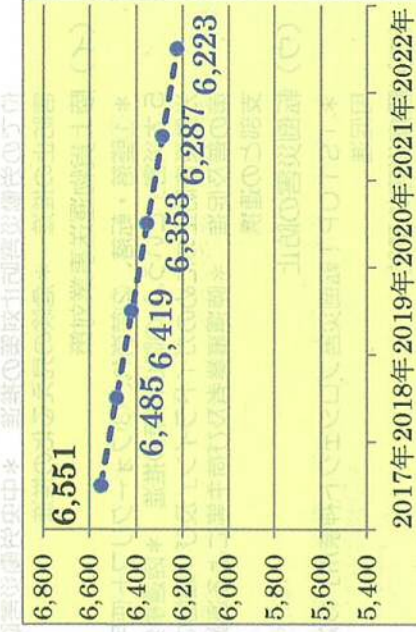
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

## 2022年目標への各年ごとの具体的数値目標

《《死亡者数》》



《《死傷者数》》



（点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値）

## 重点事項ごとの具体的取組

### 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

#### (1) 建設業における墜落・転落災害等の防止

\* 墜落・転落災害防止対策の徹底 \* 解体工事における安全対策の徹底 \* 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事及びインフラ整備工事の増大に伴う対策の徹底 \* 自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 \* 伐木等の作業における安全管理の徹底 \* 安全教育の徹底 \* 「危険の見える化」措置の活用促進 \* 建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化 \* 熱中症予防対策の徹底

#### (2) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害の防止

\* 「機械の包括的な安全基準に関する指針」によるリスクアセスメントの実施の促進 \* 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした、機械設備の本質安全化等災害防止対策の徹底 \* 「危険の見える化」措置の活用促進 \* (公社)神奈川労務安全衛生協会本部・各支部や神奈川工業会等の関係団体との連携強化

#### (3) 熱中症対策

\* 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底 \* 健康管理等の徹底及び早めの対処等による重症化の防止 \* JIS規格に適合したWBGT値測定器の普及促進及びWBGT値の測定とその結果に基づく必要な措置の推進 \* 建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツール等の普及促進

### 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

#### (1) 労働者の健康確保対策の強化

\* 企業における健康確保措置の推進 \* 産業医・産業保健機能の強化

#### (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

\* 長時間労働者に対する医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理対策を強化

#### (3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

\* 各事業場における総合的なメンタルヘルス対策の推進 \* 神奈川産業保健総合支援センターによる支援 \* 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく取組の推進 \* 各事業場におけるパワー・ハラスメント対策の推進 \* 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

### 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

#### (1) 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

##### (ア) 第三次産業対策（社会福祉施設、小売業・飲食店）

\* 多店舗展開企業等に対する取組 \* 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施 \* 多店舗展開企業等の本社等に対する指導の実施 \* 多店舗展開企業等以外の重点業種の事業場に対する指導の実施 \* 業界単位の労働災害防止対策の推進 \* 中央労働災害防止協会との連携 \* 安全衛生教育の推進 \* 転倒災害、腰痛災害防止の推進 \* 危険の見える化の推進

##### (イ) 陸上貨物運送事業対策

\* ①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故（以下「荷役5大災害」という。）の防止対策の推進 \* 陸運事業場への支援 \* 「荷役作業における安全ガイドライン」、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく荷役作業の労働災害防止対策の普及促進 \* 陸運事業者及び荷主等による連絡協議会の推進 \* 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携

##### (ウ) 転倒災害の防止

\* 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」の効果的な展開 \* 「ころばNICEかながわ体操」の周知及び活用促進

##### (エ) 腰痛災害の予防

\* 安全衛生教育の確実な実施 \* ストレッチを中心とした腰痛予防体操の推進 \* 介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加勧奨 \* 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進 \* 荷物の積み卸し等の定型的な重防業務に対する機械等の普及促進 \* 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部との連携 \* 交通労働災害対策

\* 春・秋の交通安全運動等の時期に合わせた教育の推進 \* 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

## (カ) クレーン、移動式クレーンの玉掛け作業に起因する労働災害の防止

\*規則改正された3t未満の移動式クレーンに係る過負荷防止装置構造規格についての周知徹底 \*「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に定める事項の周知徹底

## (キ) 職場における「危険の見える化」の推進

\*「危険の見える化」に配慮した労働災害防止に関する標識、掲示等の普及促進 \*「危険の見える化」について  
神奈川県ホームページを活用した情報提供

## (2) 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

\*高齢労働者に配慮した職場環境の改善 \*転倒災害や腰痛予防のための取組強化 \*（改正予定）「高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」及び企業の取組事例について、神奈川県労働局ホームページ等を活用した周知活動の推進 \*「危険の見える化」措置の活用促進

## 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

### (1) 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

\*法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進 \*労働者自ら健康の保持増進に努めるよう啓発

### (2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

\*労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組み企業に対する支援等を推進 \*神奈川県産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進

## 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### (1) 化学物質による健康障害防止対策

\*「化学物質等による危険性又は有害性の調査に関する指針」を踏まえたリスクアセスメントの実施の促進 \*がん原性指針上の対象物質の有害性に関するラベル表示及びSDS交付等、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を促進

### (2) 石綿による健康障害防止対策

\*建築物解体工事について、石綿使用の把握漏れ防止の徹底や石綿による健康障害防止対策について周知徹底 \*労働安全衛生法に基づく届出等や石綿ばく露防止対策等を徹底

### (3) 受動喫煙防止対策

\*受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

### (4) 粉じん障害防止対策

\*「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

## 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

### (1) 安全衛生専門人材の育成、専門人材の活用

\*安全衛生専門人材の育成及び事業場外の専門人材の活用

### (2) 企業のマネジメントへの安全衛生の取組

\*安全衛生優良企業公表制度及び健康経営について周知

### (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

\*国際規格ISO45001の発効に合わせた、労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進  
いる労働安全衛生マネジメントシステムの指針の普及促進

### (4) 関係行政機関及び働き方の多様化に対応した対策の推進

\*関係行政機関との連携・協働 \*国、神奈川県、各市町村との連携・協働 \*専門家との連携・協働 \*労働災害防止団体との連携・協働 \*業界団体との連携・協働 \*産業保健機関等との連携・協働

## 7 安全衛生教育及び人材育成の推進

\*「安全衛生教育推進要綱」に基づく教育及び研修の推進 \*労働者の生涯を通じた安全衛生教育等の実施管理体制の確立 \*「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育について周知・指導 \*派遣労働者に対する教育の徹底 \*事業者団体及び安全衛生団体に対する指導・援助

### 重点対策の目標設定

※2018年から2022年の上段は目標値、下段は実績を示す

業種	種別	2017年	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年		
災害減少	全業種	死亡者数	30	15%減少	29	28	27	26		
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485	6,416	6,353	6,287		
	小売業	死亡者数	839	5%減少	830	821	813	805		
		死傷者数	621	5%減少	623	625	627	629		
	社会福祉施設※	死亡者数	364	5%減少	360	356	352	348		
		死傷者数	925	5%減少	915	905	896	887		
	建設業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5		
		死傷者数	730	10%減少	715	700	685	671		
	製造業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5		
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000	979	959	939		
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策	① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016 全国値)とする。								
		② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017 神奈川)とする。								
	小売業	死傷災害	58	5%減少	57	56	55	54	54	
		死傷災害	131	5%減少	131	131	131	131	132	
	腰痛予防対策	死傷災害	11	5%減少	10	10	10	10	10	
		死傷災害	70	5%減少	69	68	67	66	66	
	熱中症対策		熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間で5%以上減少させる							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「2022年最終目標」欄の「〇〇%減少」は、「2017年の災害発生件数に対して2022年までに、〇〇%以上減少させる」の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から2022年の労働者数を予測し、これを基に死傷千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。